

令和 4 年 第 4 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令和 4 年 11 月 30 日 提 出

目 次

同意第2号	副町長の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
同意第3号	人権擁護委員の推薦について・・・・・・・・・・	2
議案第46号	東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について・・・・	3
議案第47号	東浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について・	9
議案第48号	東浦町職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	11
議案第49号	東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	25
議案第50号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	37
議案第51号	東浦町職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・	39
議案第52号	東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	40
議案第53号	東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について・・・・	42
議案第54号	東浦町職員の定年等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	62
議案第55号	東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	73
議案第56号	東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・	75
議案第57号	東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	80
議案第58号	東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	84
議案第59号	東浦町職員の降給に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	86
議案第60号	東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	88
議案第61号	東浦町国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・	92
議案第62号	東浦町職員の再任用に関する条例の廃止について・・・・・・・・	95
議案第63号	令和4年度東浦町一般会計補正予算（第13号）・・・・・・・・	別添
議案第64号	令和4年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）・・	別添
議案第65号	令和4年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別添
議案第66号	令和4年度東浦町下水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別添
議案第67号	工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（4－1））・・	96
議案第68号	町道路線の認定について・・・・・・・・	97

同意第 2 号

副町長の選任について

次の者を令和 5 年 1 月 1 日から副町長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

篠 田 茂 久

東浦町大字森岡 昭和 38 年生

提案理由

副町長篠田茂久の任期が、令和 4 年 12 月 31 日をもって満了となることに伴い、次期副町長を選任するため提案するものである。

同意第3号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和4年11月30日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

杉 浦 義 治

東浦町大字生路 昭和24年生

提案理由

人権擁護委員杉浦義治の任期が、令和5年3月31日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

議案第 46 号

東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるものとする。
令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 実施機関の義務等（第 3 条―第 6 条）
- 第 3 章 東浦町個人情報保護審議会（第 7 条―第 9 条）
- 第 4 章 雑則（第 10 条・第 11 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う町長及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。

2 この条例において「諮問実施機関」とは、法第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定により東浦町個人情報保護審議会に諮問をした実施機関をいう。

3 前 2 項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 2 章 実施機関の義務等

（開示決定等の期限）

第 3 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 4 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著し

い支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の条例で定める額は、零とする。ただし、法第87条第1項の規定に基づき、写しの交付等を受ける者は、当該写しの交付等に要する費用であって実施機関の定めるものを負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第6条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東浦町個人情報保護審議会に諮問することができる。

第3章 東浦町個人情報保護審議会

(東浦町個人情報保護審議会)

第7条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行うため、東浦町個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

(1) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求

(2) 前条の個人情報の適正な取扱いに関する事項

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の調査審議の手続)

第8条 審議会は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 審議会の行う第1項の規定による調査審議の手続は、公開しない。
(規則への委任)

第9条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(施行の状況の公表)

第10条 町長は、実施機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 町長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東浦町個人情報保護条例の廃止)

第2条 東浦町個人情報保護条例（平成20年東浦町条例第40号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条又は第12条第3項(旧条例第12条第4項において準用する場合を含む。)の規定によるその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者
- (3) 施行日前において旧実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事していた者
- 2 施行日前において旧条例第15条、第29条第1項若しくは第2項又は第37条第1

項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 第1項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第45条第1項の規定により置かれた東浦町個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、第7条第4項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、令和5年5月31日までとする。
- 6 施行日前に旧条例第43条の2第1項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問に係る調査審議の手続は旧条例の規定の例によるものとし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第45条第6項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 8 第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（東浦町情報公開条例の一部改正）

第4条 東浦町情報公開条例（平成20年東浦町条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（他の制度との調整） 第18条 この章の規定は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該行政文書の開示については、適用しない。 （1） <u>法令（個人情報の保護に関する法律</u>	（他の制度との調整） 第18条 この章の規定は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該行政文書の開示については、適用しない。 （1） <u>法令</u> 又は他の <u>条例（東浦町個人情報</u>

<u>(平成 15 年法律第 57 号)を除く。以下同じ。)</u>又は他の<u>条例</u>の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等 閲覧 (2) 及び (3) 略	<u>保護条例 (平成 20 年東浦町条例第 40 号)を除く。以下同じ。)</u>の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等 閲覧 (2) 及び (3) 略
--	---

(東浦町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第 5 条 東浦町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 24 年東浦町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(指定管理者の選定) 第 4 条 略 2 町長は、前項の規定により指定管理者を選定するに当たっては、あらかじめ、第 13 条第 1 項に規定する東浦町指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。 (原状回復義務) 第 11 条 略 (損害賠償義務) 第 12 条 略 (東浦町指定管理者選定委員会) 第 13 条 略 (教育委員会の公の施設への適用) 第 14 条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第 2 条から第 12 条まで及び前条第 1 項中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第 2 条、第 3 条、第 7 条、第 8 条及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。	(指定管理者の選定) 第 4 条 略 2 町長は、前項の規定により指定管理者を選定するに当たっては、あらかじめ、第 14 条第 1 項に規定する東浦町指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。 <u>(個人情報の取扱い)</u> 第 11 条 <u>指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、東浦町個人情報保護条例 (平成 20 年東浦町条例第 40 号) 第 12 条の規定を遵守しなければならない。</u> (原状回復義務) 第 12 条 略 (損害賠償義務) 第 13 条 略 (東浦町指定管理者選定委員会) 第 14 条 略 (教育委員会の公の施設への適用) 第 15 条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第 2 条から第 10 条まで、第 12 条、第 13 条及び前条第 1 項中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第 2 条、第 3 条、第 7 条、第 8 条及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任) 第 15 条 略	(委任) 第 16 条 略
------------------	------------------

提案理由

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

議案第 47 号

東浦町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について

東浦町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 26 年東浦町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(減給の効果) 第 3 条 減給は 1 日以上 6 月 <u>以下の期間、その発令の日に受ける</u> 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額（東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東浦町条例第 14 号）第 7 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額、第 8 条に規定する休日勤務に係る報酬の額、第 9 条に規定する夜間勤務に係る報酬の額及び第 11 条に規定する特殊勤務に係る報酬の額を除く。）の 10 分の 1 以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々について任命権者が定める。 <u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	(減給の効果) 第 3 条 減給は 1 日以上 6 月 <u>以下</u> 、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額（東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東浦町条例第 14 号）第 7 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額、第 8 条に規定する休日勤務に係る報酬の額、第 9 条に規定する夜間勤務に係る報酬の額及び第 11 条に規定する特殊勤務に係る報酬の額を除く。）の 10 分の 1 以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々について任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

減給処分が発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを定めるため提案するも

のである。

議案第 48 号

東浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条、附則及び別表を改正後の欄の条、附則及び別表に改める。

改正後	改正前
（初任給、昇給、昇格等の基準） 第 6 条 略 2 略 3 職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前 1 年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。 4 略 5 55 歳（町長が規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの）を超える職員の第 3 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 から 8 まで 略 （<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の給料月額） 第 7 条 <u>法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>	（初任給、昇給、昇格等の基準） 第 6 条 略 2 略 3 職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前 1 年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。 4 略 5 55 歳（町長が規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの）を超える職員の第 3 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 から 8 まで 略 （<u>再任用職員</u>の給料月額） 第 7 条 <u>法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再</u>

の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> (通勤手当) 第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給することができる。 (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(<u>以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。</u>)を利用して、その運賃又は料金(<u>以下この項及び第2項において「運賃等」という。</u>)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの(<u>以下この条において「自動車等」という。</u>)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤するこ	<u>任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> <u>2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> (通勤手当) 第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給することができる。 (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(<u>以下「交通機関等」という。</u>)を利用して、その運賃又は料金(<u>以下「運賃等」という。</u>)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの(<u>以下「自動車等」という。</u>)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困
--	---

とが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (<u>以下この号において「運賃等相当額」という。</u>)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (<u>以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。</u>) が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得	難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (<u>以下「運賃等相当額」という。</u>)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (<u>以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。</u>) が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)
---	---

た額) アからスまで 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額 3から6まで 略 (時間外勤務手当) 第13条 略 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。 (1) 及び(2) 略 3 前2項及び次項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間	アからスまで 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額 3から6まで 略 (時間外勤務手当) 第13条 略 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。 (1) 及び(2) 略 3 前2項及び次項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間
---	--

を超えて勤務した全時間（町長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）」とする。

5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲

を超えて勤務した全時間（町長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲

げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1) 第1項の勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。)の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である 場合には、100 分の 175) (2) 略 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 20 条第1項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 (1) 前項第1号に掲げる時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である 場合には、100 分の 175) から第2項に規定する町長が規則で定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である 場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合 (2) 略 7 略 (期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日	げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1) 第1項の勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。)の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である 場合は、100 分の 175) (2) 略 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 20 条第1項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 (1) 前項第1号に掲げる時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である 場合は、100 分の 175) から第2項に規定する町長が規則で定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である 場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合 (2) 略 7 略 (期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日
--	---

以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) から(4)まで 略 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4から6まで 略 (勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下<u>この項から第3項まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合	以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) から(4)まで 略 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4から6まで 略 (勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下<u>この条</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に
--	--

計額を加算した額に 100 分の 95 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外) 第 20 条の 3 <u>第 6 条、第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 3 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u> 附 則 1 から 19 まで 略 (<u>60 歳超職員の給料月額の特例</u>) 20 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 22 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。</u> 21 <u>前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。</u> 22 <u>地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 24 項において「異動日」という。）の前日から引</u>	100 分の 95 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略 (<u>再任用職員</u>についての適用除外) 第 20 条の 3 <u>第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 3 の規定は、再任用職員には適用しない。</u> 附 則 1 から 19 まで 略
--	--

き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 20 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（町長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 20 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 20 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 22 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、町長が規則で定めるところにより、附則第 22 項及び第 23 項の

規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第 22 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 20 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、町長が規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第 20 項から前項までに定めるもののほか、附則第 20 項の規定による給料月額、附則第 22 項の規定による給料その他附則第 20 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤	略	略	略	略	略	略	略	略	略

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		略	略	略	再 任 用 職 員		略	略	略
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される東浦町職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東浦町条例第4号）第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される東浦町職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第11条第2項及び第13条第4項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第 17 条第 3 項の規定を適用する。
- 6 改正後の給与条例第 18 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び東浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年東浦町条例第 号）附則第 2 条第 1 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 東浦町職員の給与に関する条例第 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 9 条、第 10 条並びに第 10 条の 3 並びに改正後の給与条例第 6 条第 3 項及び第 5 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

（東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 3 条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第 9 条 略 2 及び 3 略 4 任期付短時間勤務職員に通勤手当及び時間外勤務手当を支給する場合における給与条例第 11 条第 2 項並びに第 13 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、給与条例第 11 条第 2 項第 2 号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第 13 条第 3 項ただし書及び第 4 項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。	（給与条例の適用除外等） 第 9 条 略 2 及び 3 略 4 任期付短時間勤務職員に通勤手当及び時間外勤務手当を支給する場合における給与条例第 11 条第 2 項並びに第 13 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、給与条例第 11 条第 2 項第 2 号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第 13 条第 3 項ただし書及び第 4 項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

提案理由

年齢が 60 歳を超える職員の給料月額の特例を定める等のため提案するものである。

議案第 49 号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)の一部を次の
ように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 町長が規則で定める基準に従い任命権 者が定める割合を乗じて得た額とする。 この場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員 の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号 に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 当該職員がそれぞれの基準日現在(退 職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日現在。次項に おいて同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6 月に支給する場合には 100 分の 95、</u> <u>12 月に支給する場合には 100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6 月</u> <u>に支給する場合には 100 分の 45、12</u>	(勤勉手当) 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 町長が規則で定める基準に従い任命権 者が定める割合を乗じて得た額とする。 この場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員 の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号 に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 当該職員がそれぞれの基準日現在(退 職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日現在。次項に おいて同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 95</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100</u> <u>分の 45</u> を乗じて得た額の総額

月に支給する場合には 100 分の 50 を 乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略	3 から 5 まで 略
--	-------------

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	

28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	136, 200	187, 400	208, 500
	2	137, 100	188, 700	209, 700
	3	138, 100	190, 100	211, 100
	4	139, 000	191, 300	212, 300
	5	140, 000	192, 300	213, 600

6	141, 000	193, 800	215, 000
7	142, 000	195, 200	216, 400
8	143, 000	196, 500	217, 800
9	143, 800	197, 900	219, 100
10	144, 800	198, 900	220, 700
11	145, 800	200, 200	222, 300
12	146, 900	201, 200	223, 700
13	147, 700	202, 400	224, 900
14	148, 700	203, 500	226, 400
15	149, 800	204, 600	227, 900
16	150, 800	205, 700	229, 200
17	151, 900	206, 600	230, 000
18	153, 300	207, 700	230, 700
19	154, 500	208, 700	231, 600
20	155, 700	209, 700	232, 600
21	156, 800	210, 600	233, 200
22	158, 000	211, 700	234, 700
23	159, 200	212, 800	236, 000
24	160, 400	213, 700	237, 000
25	161, 500	214, 600	238, 300
26	163, 000	215, 500	239, 500
27	164, 500	216, 200	240, 800
28	166, 000	217, 100	242, 000
29	167, 400	217, 900	242, 800
30	168, 800	219, 100	244, 000
31	170, 300	220, 100	245, 200
32	171, 800	220, 900	246, 300
33	173, 100	221, 500	247, 400
34	174, 800	222, 500	248, 400
35	176, 500	223, 600	249, 500
36	178, 200	224, 700	250, 500
37	179, 900	225, 200	251, 600
38	181, 300	226, 300	252, 500
39	183, 000	227, 400	253, 500
40	184, 500	228, 400	254, 500
41	185, 800	229, 200	255, 500
42	187, 200	230, 200	256, 700
43	188, 500	231, 200	257, 600

44	189, 900	232, 100	258, 900
45	191, 400	233, 000	259, 600
46	192, 700	233, 900	260, 600
47	194, 100	234, 700	261, 700
48	195, 500	235, 400	262, 600
49	196, 800	236, 300	263, 700
50	197, 900	237, 300	264, 700
51	199, 000	238, 300	265, 800
52	200, 200	239, 300	266, 500
53	201, 300	240, 300	267, 200
54	202, 400	241, 300	268, 000
55	203, 300	242, 000	269, 000
56	204, 400	242, 700	270, 000
57	205, 500	243, 500	270, 800
58	206, 400	244, 400	271, 800
59	207, 400	245, 300	272, 900
60	208, 400	246, 000	273, 900
61	209, 500	246, 800	274, 900
62	210, 400	247, 600	276, 000
63	211, 300	248, 500	276, 800
64	212, 200	249, 200	277, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700
66	213, 600	250, 600	279, 500
67	214, 300	251, 300	280, 300
68	215, 000	251, 800	281, 100
69	215, 400	252, 500	281, 700
70	215, 800	253, 100	282, 500
71	216, 100	253, 500	283, 300
72	216, 400	253, 900	284, 000
73	216, 600	254, 100	284, 800
74	217, 000	254, 500	285, 500
75	217, 400	255, 000	286, 300
76	218, 000	255, 500	287, 100
77	218, 200	255, 800	287, 700
78	218, 700	256, 200	288, 200
79	219, 100	256, 700	288, 700
80	219, 500	257, 200	289, 100
81	220, 000	257, 500	289, 500

82	220, 300	257, 800	289, 900
83	220, 600	258, 100	290, 400
84	221, 000	258, 400	290, 900
85	221, 500	258, 600	291, 300
86	221, 900	258, 800	291, 900
87	222, 300	259, 100	292, 500
88	223, 000	259, 400	293, 100
89	223, 400	259, 600	293, 400
90	223, 900	259, 800	293, 900
91	224, 400	260, 200	294, 400
92	224, 800	260, 400	294, 800
93	225, 100	260, 700	295, 200
94	225, 500	261, 100	295, 700
95	225, 900	261, 400	296, 200
96	226, 200	261, 700	296, 700
97	226, 500	261, 900	297, 000
98	226, 900	262, 200	297, 400
99	227, 300	262, 400	297, 900
100	227, 700	262, 700	298, 400
101	228, 100	263, 000	298, 800
102	228, 500	263, 200	299, 200
103	228, 900	263, 500	299, 500
104	229, 300	263, 800	299, 800
105	229, 700	264, 000	300, 100
106	230, 200	264, 200	300, 500
107	230, 500	264, 500	300, 900
108	230, 900	264, 700	301, 300
109	231, 100	265, 000	301, 600
110	231, 500	265, 300	302, 000
111	232, 000	265, 600	302, 400
112	232, 400	265, 800	302, 700
113	232, 600	266, 000	302, 900
114	233, 100	266, 300	303, 200
115	233, 600	266, 500	303, 500
116	234, 100	266, 700	303, 700
117	234, 400	267, 000	303, 900
118	234, 800	267, 300	304, 200
119	235, 200	267, 600	304, 500

	120	235, 600	267, 900	304, 700
	121	236, 000	268, 100	304, 900
	122		268, 300	305, 200
	123		268, 600	305, 500
	124		268, 900	305, 700
	125		269, 100	305, 900
	126		269, 300	306, 200
	127		269, 600	306, 500
	128		269, 900	306, 700
	129		270, 100	306, 900
	130		270, 300	307, 200
	131		270, 600	307, 500
	132		270, 900	307, 700
	133		271, 100	307, 900
	134		271, 300	
	135		271, 600	
	136		271, 900	
	137		272, 100	
再任用職員		193, 600	204, 700	223, 200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前												
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>376, 000</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">2 から 7 まで 略</td></tr> </table> 2 から 5 まで 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略	号給	給料月額（円）	1	<u>376, 000</u>	2 から 7 まで 略		(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>375, 000</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">2 から 7 まで 略</td></tr> </table> 2 から 5 まで 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略	号給	給料月額（円）	1	<u>375, 000</u>	2 から 7 まで 略	
号給	給料月額（円）												
1	<u>376, 000</u>												
2 から 7 まで 略													
号給	給料月額（円）												
1	<u>375, 000</u>												
2 から 7 まで 略													

2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>6 月に支給する場合には 100 分の 162.5、12 月に支給する場合には 100 分の 167.5</u>」とする。 3 及び 4 略	2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする。 3 及び 4 略
--	--

（東浦町職員の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（勤勉手当） 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に	（勤勉手当） 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、

<u>100 分の 100</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 47.5</u> を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略	<u>6 月に支給する場合には 100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 45、12 月に支給する場合には 100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略
--	--

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第 9 条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年東浦町条例第 25 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。 3 及び 4 略	(給与条例の適用除外等) 第 9 条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年東浦町条例第 25 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>6 月に支給する場合には 100 分の 162.5、12 月に支給する場合には 100 分の 167.5</u>」とする。 3 及び 4 略

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の東浦

町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第 50 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 41 年東浦町条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号) 第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「 <u>100 分の 167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号) 第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「 <u>100 分の 162.5</u> 」とする。

第 2 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつ	(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつ

ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。	ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 51 号

東浦町職員定数条例の一部改正について

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例

東浦町職員定数条例（昭和 41 年東浦町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>382 人</u> (2) 水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 <u>22 人</u> (3) 略 (4) 教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>31 人</u> (5) から (7) まで 略 総計（兼任職員を除く。） <u>443 人</u> 2 及び 3 略	(職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>370 人</u> (2) 水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 <u>21 人</u> (3) 略 (4) 教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>30 人</u> (5) から (7) まで 略 総計（兼任職員を除く。） <u>429 人</u> 2 及び 3 略

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の定数を改めるため提案するものである。

議案第 52 号

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 43 年東浦町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
(給与の種類) 第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） <u>第 22 条の 4 第 1 項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 及び 3 略 (<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> についての適用除外) 第 20 条 第 5 条、第 6 条の 2、第 7 条の 2、第 15 条及び第 16 条の規定は、 <u>職員のうち地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項</u> 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された <u>者</u> には適用しない。 附 則 1 及び 2 略 <u>3 職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給料については、東浦町</u>	(給与の種類) 第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） <u>第 28 条の 5 第 1 項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 及び 3 略 (<u>再任用職員等</u> についての適用除外) 第 20 条 第 5 条、第 6 条の 2、第 7 条の 2、第 15 条及び第 16 条の規定は、 <u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項</u> 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された <u>職員</u> には適用しない。 附 則 1 及び 2 略

<u>職員の給与に関する条例（昭和 36 年東 浦町条例第 2 号）附則第 20 項から第 26 項までの規定の例により町長が定め る。</u>	
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、この条例による改正後の第 20 条の規定を適用する。
- 3 改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の附則第 3 項の規定の適用については、同項中「を除く。）」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

提案理由

年齢が 60 歳を超える企業職員の給料月額の特例を定める等のため提案するものである。

議案第 53 号

東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
(退職手当の支給) 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する <u>もの</u> （地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項又は東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 4 条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	(退職手当の支給) 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する <u>もの</u> （ <u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項</u> 、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項又は東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 4 条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第 13 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（東浦町の休日定める条例（平成元年東浦町条例第 31 号）第 1 条第 1 項各号に掲	2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第 13 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（東浦町の休日定める条例（平成元年東浦町条例第 31 号）第 1 条第 1 項各号に掲

げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が町長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が町長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)

げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が町長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が町長の承認を得

に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) から (3) まで 略 2 略 (整理退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が町長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（<u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により<u>退職した者</u>若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が町長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) から (4) まで 略 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（<u>同項</u>の規定に該当する者を	たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) から (3) まで 略 2 略 (整理退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が町長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（<u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により<u>退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u>若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が町長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) から (4) まで 略 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（<u>前項</u>の規定に該当する者を
---	--

除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 略 (退職手当の調整額) 第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))	除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 略 (退職手当の調整額) 第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))
---	---

に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。 <u>第9条第4項において「休職月等」という。）のうち町長が別に定めるものを除く。）</u>ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（<u>以下この項及び第5項において「調整月額」という。）</u>のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1) から (7) まで 略 2 から 5 まで 略 (失業者の退職手当) 第13条 略 2 及び 3 略 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他町長が規則で定める理由によるものである<u>職員が</u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、町長が規則で定め	に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。 <u>以下「休職月等」という。）</u>のうち町長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（<u>以下「調整月額」という。）</u>のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1) から (7) まで 略 2 から 5 まで 略 (失業者の退職手当) 第13条 略 2 及び 3 略 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他町長が規則で定める理由によるものである<u>職員が</u>、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、町長が規則で定
--	--

るところにより、町長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した）期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他町長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして町長が定める職員が町長が定めるところにより、町長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5から17まで 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者

めるところにより、町長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した）期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5から17まで 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者

が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 15 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 から 6 まで 略 （退職をした者の退職手当の返納） 第 18 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 15 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 13 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定	が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 15 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 から 6 まで 略 （退職をした者の退職手当の返納） 第 18 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 15 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 13 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定
---	---

による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 20 条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第 20 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 から 6 まで 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 20 条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から 6 月以内に第 18 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受	による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 20 条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 20 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2 から 6 まで 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 20 条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から 6 月以内に第 18 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受
--	---

給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する東浦町行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めら

給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する東浦町行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めら

れることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当

れることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当

の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6から8まで 略 附 則 1 及び 2 略 3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員	の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6から8まで 略 附 則 1 及び 2 略 3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員
--	---

となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 71 号）第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 87 号）第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 及び 5 略

6 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者（東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 57 年東浦町条例第 9 号。以下「条例第 9 号」という。）附則第 4 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 まで及び附則第 12 項から第 18 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 8 条の 5 第 1 項中「前

となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 71 号）第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 87 号）第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第 2 条第 2 項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 及び 5 略

6 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者（東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 57 年東浦町条例第 9 号。以下「条例第 9 号」という。）附則第 4 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 8 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは「前条並びに附

条」とあるのは「前条並びに附則第6項」とする。 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第9号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2 <u>及び附則第14項の規定</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第9号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条 <u>又は附則第13項の規定</u>に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。 9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法<u>附則第13条</u>の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間	則第6項」とする。 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第9号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2 <u>の規定</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第9号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条 <u>の規定</u>に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。 9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法<u>附則第11条</u>の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間
--	--

及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
10 略	10 略
11 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「	11 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「
イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、町長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を	ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、町長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を

行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。) 」とする。 <u>12 当分の間、第4条第1項の規定は、 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。</u> <u>13 当分の間、第5条第1項の規定は、 25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13項」とする。</u> <u>14 東浦町職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u> <u>15 当分の間、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が町長の承認を得たものに対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日から6月前」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2</u>	行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。) 」とする。
--	--

第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

16 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者及び法律の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。）を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「15年」とあるのは「10年」とする。

17 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が町長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

18 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者

<u>であって任命権者が町長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u>	
---	--

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1 から3まで 略 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例) 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>東浦町職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第12項若しくは第13項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3まで及び附則第12項から第18項</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>東浦町職員の退職手当に関する</u>	附 則 1 から3まで 略 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例) 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条から第5条まで</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の2</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条第1項</u>の規定に

<u>る条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は<u>同条例第5条の2及び附則第14項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u> 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>東浦町職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第13項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。 7 及び 8 略	該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は<u>新条例第5条の2</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第5条</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。 7 及び 8 略
--	---

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年東浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1 略 (職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等) 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料	附 則 1 略 (職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等) 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料

月額を基礎として、この条例による改正前の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び附則第6項から第8項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、東浦町職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第8条から第8条の5まで並びに附則第6項から第8項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 3から11まで 略	月額を基礎として、この条例による改正前の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び附則第6項から第8項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第8条から第8条の5まで並びに附則第6項から第8項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 3から11まで 略
--	---

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中東浦町職員の退職手当に関する条例第13条第4項並びに附則第9項及び第11項の改正規定並びに附則第2項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第4項の規定及び附則第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。）」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。
- 4 新条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の町長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

提案理由

年齢が60歳を超える職員に係る退職手当の基本額の算定の特例を定める等のため提案するものである。

東浦町職員の定年等に関する条例の一部改正について
東浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものと
する。
令和4年11月30日提出

東浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
東浦町職員の定年等に関する条例（昭和58年東浦町条例第1号）の一部を次のよう
に改正する。
次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

62

	れかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。 (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。 (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
--	---

(定年に関する施策の調査等) <u>第4条 略</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> <u>第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第8条の3第1項に規定する職員の職とする。</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u> <u>第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u> <u>第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u>	<u>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。</u> (定年に関する施策の調査等) <u>第5条 略</u>
---	--

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で、その状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第8条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次

条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第9条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、町が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 略

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

附 則

1 略

(経過措置)

2 東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第4条に規定する行政職給料表(1)の適用を受ける職員の昭和60年3月31日から昭和64年3月31日までの間における第3条の適用については、同条中「年齢60年」とあるのは、昭和60年3月31日においては「年齢57年」とし、昭和60年4月1日から昭和62年3月31日までの間においては「年齢58年」とし、昭和62年4月1日から昭和64年3月31日までの間においては「年齢59年」とする。

令和9年4月1 日から令和11年 3月31日まで	63年
令和11年4月1 日から令和13年 3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

3 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第2条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第5条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係るこの条例による改正前の東浦町職員の定年等に関する条例（昭和58年東浦町条例第1号）（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。）（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係るこの条例による改正後の東浦町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する定年（以下「新条例定年」という。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第8条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(3) 施行日以後に新条例第9条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規

定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第3条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が組織する地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第5条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第8条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職

を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第9条において同じ。）に達している者（新条例第8条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第9条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第2条から第5条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第8条に規定する年齢60年以上退職者となった者のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に

係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第8条又は第9条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第8条又は第9条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第10条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

提案理由

職員の定年を引き上げる等のため提案するものである。

議案第 55 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 61 年東浦町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「 <u>100 分の 167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「 <u>100 分の 162.5</u> 」とする。

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末

手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。	手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 56 号

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）略 <u>（2）略</u> <u>（3）略</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、<u>育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された</u>職員とする。 （育児短時間勤務職員等についての給与条例等の特例） 第 17 条 育児短時間勤務の承認を受けた	（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）略 <u>（2）東浦町職員の定年等に関する条例（昭和 58 年東浦町条例第 1 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員</u> <u>（3）略</u> <u>（4）略</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる</u>職員とする。 <u>（1）育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員</u> <u>（2）東浦町職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員</u> （育児短時間勤務職員等についての給与条例等の特例） 第 17 条 育児短時間勤務の承認を受けた

職員（育児休業法第 17 条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項の項及び第 6 条第 2 項及び第 4 項の項 略		
<u>第 11 条第 2 項第 2 号</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u>

職員（育児休業法第 17 条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項の項及び第 6 条第 2 項及び第 4 項の項 略		
<u>第 7 条第 1 項</u>	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
<u>第 11 条第 2 項第 2 号</u>	<u>再任用短時間勤務職員</u>	<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。）</u>

			以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」 という。)
<u>第 13 条第 3 項ただし書及び第 4 項</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略	
第 17 条第 4 項及び第 5 項並びに第 18 条第 3 項の項及び第 17 条第 6 項の項 略			

2 略
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)
第 20 条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項の項及び第 6 条第 2 項及び第 4 項の項 略		
第 11 条第 2 項第 2 号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略
<u>第 13 条第 3 項ただし書及び第 4 項</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略
第 20 条の 3	及び第 10 条の 3 略	
	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略

(部分休業をすることができない職員)
第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条

<u>第 13 条第 4 項</u>	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略	
第 17 条第 4 項及び第 5 項並びに第 18 条第 3 項の項及び第 17 条第 6 項の項 略			

2 略
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)
第 20 条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項の項及び第 6 条第 2 項及び第 4 項の項 略		
第 11 条第 2 項第 2 号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略
<u>第 13 条第 4 項及び第 21 条第 1 項</u>	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略
第 20 条の 3	及び第 10 条の 3 略	
	<u>再任用職員</u>	略

(部分休業をすることができない職員)
第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条

例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第22条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東浦町条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2及び3 略 附 則 1及び2 略 <u>3 育児短時間勤務職員等に対する東浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東浦町条例第号）による改正後の給与条例附則第20項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u>	例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第22条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東浦町条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2及び3 略 附 則 1及び2 略
--	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

年齢が 60 歳を超える育児短時間勤務職員の給料月額の特例を定める等のため提案するものである。

議案第 57 号

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年東浦町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(1 週間の勤務時間) 第 2 条 略 2 略 3 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 及び 5 略 (週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、 <u>定年前再任用短時</u>	(1 週間の勤務時間) 第 2 条 略 2 略 3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 及び 5 略 (週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務</u>

間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間等につき1週間当たり1日以上

職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間等につき1週間当たり1日以上の割合

の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）及び（3）略 2及び3 略 （非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第18条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が定める。	で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）及び（3）略 2及び3 略 （非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第18条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が定める。
--	---

（東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年東浦町条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地	（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地

方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) から (11) まで 略	方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) から (11) まで 略
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第1条の規定による改正後の東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第58号

東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 略 (3) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u> 第22条に規定する条件付採用になっている職員（町長が定める職員を除く。） (4) 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u> ） (2) 略 (3) <u>地方公務員法</u> 第22条に規定する条件付採用になっている職員（町長が定める職員を除く。） (4) <u>東浦町職員の定年等に関する条例（昭和58年東浦町条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u> (5) 略

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附

則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)に対するこの条例による改正後の第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

提案理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 59 号

東浦町職員の降給に関する条例の一部改正について

東浦町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の降給に関する条例（平成 28 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
(降給の種類) 第 2 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>並びに地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u> (降格の事由) 第 3 条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった</u>場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当し</u>、必要があると認める<u>場合</u>は、当該職員を降格するものとする。 (1) から (3) まで 略 附 則 1 略	(降給の種類) 第 2 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>とする。</u> (降格の事由) 第 3 条 任命権者は、職員が<u>降任された</u>場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当する場合において</u>、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。 (1) から (3) まで 略 附 則 1 略

<u>(60 歳超職員の降給の特例)</u> <u>2 東浦町職員の給与に関する条例附則第 20 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、第 2 条中「とする」とあるのは「並びに東浦町職員の給与に関する条例附則第 20 項の規定による降給とする」とする。</u> <u>3 第 5 条の規定は、東浦町職員の給与に関する条例附則第 20 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u> (東浦町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正) <u>4 略</u>	(東浦町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正) <u>2 略</u>
--	---

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

降給の種類に管理監督職勤務上限年齢による降給を加える等のため提案するものである。

議案第 60 号

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和
2 年東浦町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第 4 条 東浦町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （1）略 （2）当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台	（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第 4 条 東浦町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （1）略 （2）当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台

以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>16,100 円</u>を超える場合には、<u>16,100 円</u>)の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700 円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) ウ 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 東浦町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価	以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>15,800 円</u>を超える場合には、<u>15,800 円</u>)の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560 円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) ウ 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 東浦町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価
--	--

(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 東浦町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に63,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポ

(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 東浦町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に62,100円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスタ

スター作成業者に対し支払う。	一作成業者に対し支払う。
----------------	--------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

議会の議員及び町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額を改めるため提案するものである。

議案第 61 号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
(課税額) 第 2 条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>650,000 円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>650,000 円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>200,000 円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000 円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>650,000 円</u> を超える場合には、	(課税額) 第 2 条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>630,000 円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>630,000 円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>190,000 円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000 円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>630,000 円</u> を超える場合には、

650,000 円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>200,000 円</u> を超える場合には、<u>200,000 円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円)の合算額とする。 (1) から (3) まで 略 2 略 附 則 1 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 21 条第 1 項の規定の適用については、<u>同項</u>中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 150,000 円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」とする。 3 から 14 まで 略	630,000 円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>190,000 円</u> を超える場合には、<u>190,000 円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円)の合算額とする。 (1) から (3) まで 略 2 略 附 則 1 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 21 条第 1 項の規定の適用については、<u>同条</u>中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 150,000 円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」とする。 3 から 14 まで 略
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の

年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 62 号

東浦町職員の再任用に関する条例の廃止について

東浦町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

東浦町職員の再任用に関する条例（平成 12 年東浦町条例第 34 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、現行の再任用制度が廃止されるため提案するものである。

議案第 67 号

工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（４－１））

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和４年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- 1 工事名
於大公園再整備工事（４－１）
- 2 路線等の名称
於大公園
- 3 工事場所
知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内
- 4 工事概要
 - （１）雨水排水設備工
 - （２）汚水排水設備工
 - （３）電気設備工
 - （４）園路広場整備工
- 5 契約金額
312,950,000 円
- 6 契約の相手方
 - （１）名称
株式会社ヒューテック
 - （２）代表者
代表取締役 長坂勝之
 - （３）所在地
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 7 契約の方法
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 68 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
1 3 1 0	森岡 310 号線	東浦町大字森岡字上今池 46 番 8	
		東浦町大字森岡字上今池 3 番 61	

提案理由

既設道路が寄附されたことから、新たな路線として認定するため提案するものである。